

坂戸市市制施行50周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市市制施行50周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「坂戸市市制施行50周年記念冠事業」とは、坂戸市市制施行50周年記念事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施されるものをいう。

(冠事業の承認)

第3条 冠事業を実施しようとする者は、この要領の定めるところにより市長の承認を受けなければならない。ただし、市又は市の関係機関が主催又は共催する冠事業については、この限りではない。

2 前項の承認（以下「冠事業の承認」という。）は、坂戸市市制施行50周年記念の趣旨に合致した事業に対して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠事業の承認を行わない。

(1) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(3) 特定の政治活動及び宗教活動に使用しようとする場合

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合

(5) 冠表示に伴い坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合において、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領及びロゴマーク使用ガイドラインを遵守しないおそれのある場合

(6) 前各号に掲げるほか、市長が適当でないと認める場合

(承認手続)

第4条 冠事業の承認を受けようとする者は、坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け、冠事業の承認の可否を決定したときは、坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、冠事業の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

（電子手続による特例）

第5条 この要領の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。

（承認内容の変更）

第6条 冠事業の承認を受けた者（以下「冠事業実施者」という。）が、承認を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに坂戸市市制施行50周年記念冠事業内容変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、その可否を決定し、坂戸市市制施行50周年記念冠事業変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（承認内容の取消し）

第7条 市長は、冠事業の承認をした事業が第3条第2項に掲げる要件に該当しないとき、その他冠事業として適当でないと認めるときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認取消通知書（様式第5号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 第1項の規定による冠事業の承認の取消しにより冠事業実施者に損害が生じた場合であっても、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

(冠表示等の使用)

第8条 冠事業実施者は、冠事業の名称を使用することができる。

2 冠事業の名称に付す冠称は、次の各号のいずれかとする。ただし、事業の名称から坂戸市であることが容易に分かる場合には、坂戸市の文字を省略することができる。

(1) 坂戸市市制施行50周年

(2) 坂戸市市制施行50周年記念

(3) 坂戸市市制施行50周年記念事業

(坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用)

第9条 冠事業実施者は、市が別に定める坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により冠事業実施者がロゴマークを使用する場合は、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領及び使用ガイドラインの規定を遵守しなければならない。

(報告)

第10条 冠事業の承認を受けた事業が完了したときは、坂戸市市制施行50周年記念冠事業実績報告書（様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(紛争の解決)

第11条 冠事業実施者は、冠の使用に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年2月19日から施行する。

2 この要領は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、第7条第3項及び第11条の適用については、この要領の失効後

もなおその効力を有する。